

出荷登録者規約の抜粋

- ・本書は主な内容の抜粋のため、必ず規約で詳細等をご確認ください
- ・規約は仮案のため、今後内容が変更になる可能性があります

施設運営事務局 コムラ醸造株式会社

出荷者登録、登録手数料

- ・出荷希望者は「出荷登録者申込書」を事務局に提出
- ・その後、事務局が指定の時期に他書類等を提出するとともに、以下登録手数料を支払う

住所	登録手数料
町内	1, 0 0 0円
三八上北地域、岩手県県北	1 0, 0 0 0円

販売手数料等

①販売手数料 ※冷蔵・冷凍庫を使用する場合、各項目販売手数料率を+2%

商品項目	具体品目	手数料※
農林水産物	野菜、果物、米、花、精肉 など	18%
加工食品等	賞味期限表記の農林水産加工品、菓子、惣菜 など	20%
	消費期限表記の農林水産加工品、菓子、総菜 など	18%
手工芸品等	陶器、民芸品、各種雑貨 など	25%

②ラベル代

- ・直売品に添付するラベルを印刷した枚数 × 2円

③廃棄手数料

- ・施設側で直売品を廃棄した日数 × 300円（毎月上限5,000円）

3

施設利用 一出荷について

①陳列時間

- ・直売品の陳列は、午前8時～午前9時を基本とし、
営業時間中の追加陳列等は可能

②陳列方法

- ・直売品は自ら搬入し、施設が指定する場所へ陳列する

③ラベル貼付

- ・直売品には、税込の価格ラベルを貼付する
- ・販売価格は、基本的には出荷登録者が自由に設定可能

4

施設利用 一出荷後について

①撤去

- ・施設で鮮度等を確認、陳列不適と判断した直売品は棚から撤去

②引き取り

- ・出荷登録者は、直売品の陳列状態等を確認し、適切に引き取る
→廃棄手数料を支払うことで、施設に廃棄の依頼が可能
- ・施設は、出荷登録者に対して引き取りの指示を行うことが可能

③代金精算

- ・売上は毎月締めて、翌月中に出荷登録者の指定口座に
販売手数料等を引いた金額を振り込む

5

その他提出書類

- ・農産物を出荷する方は「栽培管理記録等」を別途提出
→農薬使用履歴等の確認のため
ご協力よろしくお願いいたします

項目 ※は該当する方のみ	時期
承諾書兼誓約書（様式第2号）	新規出荷登録説明後、事務局が指示する時期
※ 食品衛生法に基づく各種許可・届出証（写し）	
※ P L 保険（写し）	
※ 栽培管理記録等	施設運営者からの提出依頼時 1品目につき年1回程度

6